

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けて

— 総理報告（工程表）のポイント —

技術開発がなされれば2030年頃には国産バイオ燃料の大幅な生産拡大は可能

技術開発の課題と生産可能量

技術開発

- ① 収集・運搬コストの低減 …………… 山から木を安く下ろす、稲わらを効率よく集める機械等を開発
- ② 資源作物の開発 …………… エタノールを大量に生産できる作物を開発
- ③ エタノール変換効率の向上 …………… 稲わらや間伐材などからエタノールを大量に製造する技術を開発

原料と生産可能量

・糖質（さとうきび糖みつ 等）
・でんぷん質（くず米 等）

・セルロース系
（稲わら、間伐材 等）
・資源作物

現在
30KL

2011年
5万KL

2030年頃
大幅な生産拡大
*農林水産省試算 600万KL

バイオ燃料の利用率の向上

【米国】2017年に350億ガロン
(1.3億KL、日本(600万KL)の22倍)を目標
[2007.1 ブッシュ大統領一般教書演説]

制度

欧米、ブラジルの制度を踏まえ、国内制度を検討

平成20年度 バイオ燃料関係予算概算決定の内容

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けたバイオマスの利活用の加速化

- 北海道(十勝、苫小牧)、新潟での大規模実証など従来からの取組に加えて、新たに食料と競合しない稲わらや間伐材等の未利用のバイオマスを有効に活用して、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を図るための予算を確保。
国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けて「工程表」を着実に推進。

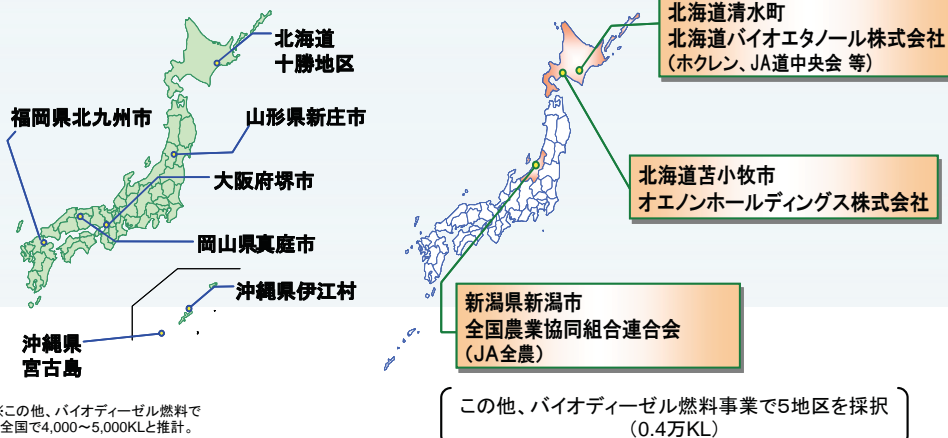
国産バイオ燃料の生産動向

バイオエタノール30KL
(H19.3時点の生産量推計)

約1000倍

バイオエタノール3.1万KL
(H19年度から大規模実証を実施)

〔バイオエタノール事業採択地区〕

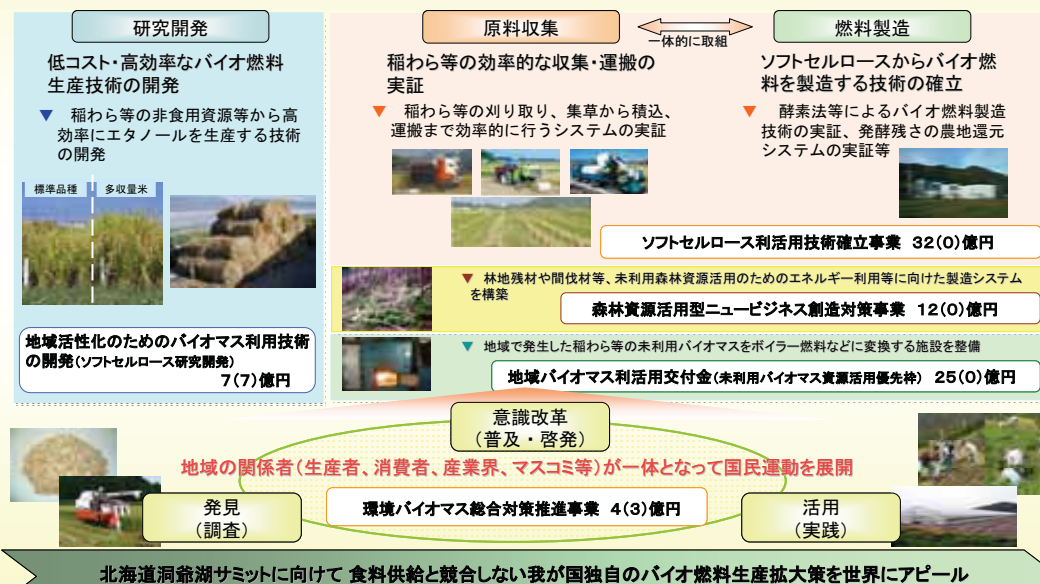


国産バイオ燃料生産拡大の課題

- ・ 地域に「広く」「薄く」未利用のバイオマスが存在
- ・ 収集・運搬コストの低減や変換効率の向上 等が不可欠

日本型バイオ燃料生産拡大対策 80(10)億円

食料自給率の低い我が国において、食料供給と競合しない稲わらや間伐材等を原料として、原料の効率的な収集から燃料製造技術の確立まで一体となった取組を支援



国産バイオ燃料の大幅な生産拡大へ

「工程表」の着実な推進

2011年度に5万KL

2030年頃には600万KL

バイオ燃料の大幅な生産・利用拡大に係る平成20年度税制改正予定事項について

バイオ燃料の利用促進を図るため、以下の税制措置を創設予定

- バイオエタノール混合ガソリンに係るガソリン税の減免措置
- バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の特例措置

バイオ燃料そのものに関する税制



ガソリン税（揮発油税、地方道路税）

- 措置事項：バイオエタノール混合ガソリンに係るバイオエタノール分のガソリン税を非課税（53.8円/Lの免税）

※ 揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正による揮発油特定加工業者（仮称）の登録制度及び品質確認義務の導入時期に合わせて実施。

バイオ燃料製造設備に関する税制



固定資産税

- 措置事項：バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（特例率1/2、特例期間3年間）
- 対象設備：バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオガス、木質ペレットの各製造設備

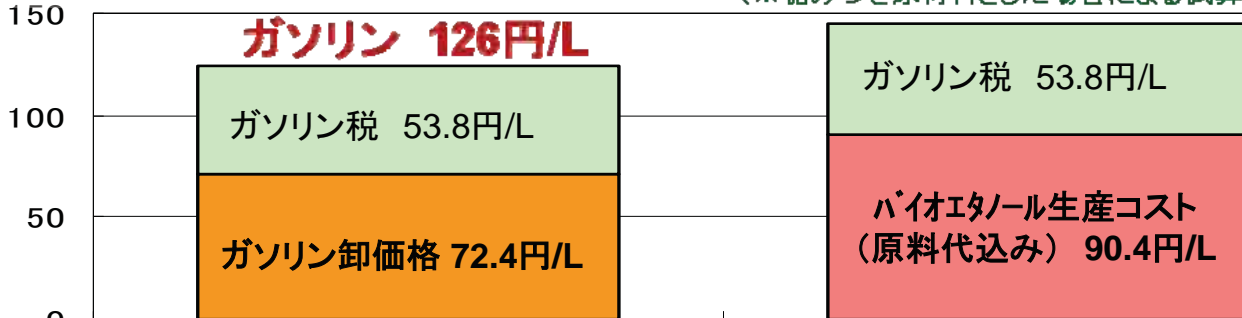
※1 バイオ燃料製造に際して、農林漁業者とバイオ燃料製造事業者との連携を促すためのメリット措置。

※2 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の成立を前提に措置見込み。

参考

【バイオ燃料の生産コスト】

バイオエタノール 144円/L
（※糖みつを原材料とした場合による試算）



※ガソリン税53.8円/L = 揮発油税48.6円/L + 地方道路税5.2円/L、ガソリンについては2007年8-10月の平均卸価格（出典：石油情報センター）

平成20年度税制改正大綱（19年12月13日）（バイオ燃料税制関係抜粋）

第三 平成20年度税制改正の具体的内容
 四 環境問題、安心・安全への配慮（国 税）
 11 京都議定書の第一約束期間におけるバイオマス由来輸送用燃料の導入を促進する観点から、ガソリンの品質確保等に係る所要の制度整備を踏まえ、バイオマス由来燃料を混和して製造されたガソリンについて、バイオマス由来燃料に含まれるエタノールに相当する揮発油税及び地方道路税を軽減する措置を平成25年3月31日までに限り講ずる。
 （注）上記の改正は、揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正による揮発油特定加工業者（仮称）の登録制度及び品質確認義務の導入時期に合わせて実施する。
 九 農林漁業対策（地方税）
 1 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法の認定を受けた事業者が取得する一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税について、所要の税制上の措置を講ずる。

【諸外国におけるバイオエタノールに係る税制優遇措置】

	ブラジル	米 国	スペイン	ドイツ	フランス	スウェーデン
税制優遇措置	約15円/Lの減免	約16円/Lの物品税控除	約55円/Lの減免	約91円/Lの減免	約53円/Lの減免	約91円/Lの減免